

期 間 入 札 の 公 告

令和 7 年 6 月 11 日

宇都宮地方裁判所

裁判所書記官 吉 岡 智 男

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7 年 7 月 2 日から 令和 7 年 7 月 9 日まで	
開札期日	日 時 場 所	令和 7 年 7 月 1 5 日 午前 1 0 時 0 0 分 宇都宮地方裁判所売却場（1 階）
売却決定 期日	日 時 場 所	令和 7 年 8 月 1 日 午前 1 0 時 0 0 分 宇都宮地方裁判所
特別売却 実施期間	令和 7 年 7 月 1 6 日 午前 1 0 時 0 0 分から 令和 7 年 7 月 1 8 日 午後 3 時 0 0 分まで	
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 （1）当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 （2）銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。	
買受申出の資格の 制限（民事執行規則 3 3 条）	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。	
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7 年 6 月 1 1 日から入札期間終了まで当庁競売物件閲覧室に備え置きます。なお、当庁栃木支部、真岡支部管轄の事件については、各支部にも、それぞれ写しを備え置きます。		

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和6年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	11,851,000 9,480,800	一括	2,370,200	98,418	20,167
1	3,487,000				
2	8,364,000				

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 宇都宮市上横田町字大房林 |
| | 地 番 | 8 7 5 番 4 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 1 9 5 . 0 7 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 宇都宮市上横田町字大房林 8 7 5 番地 4 |
| | 家屋 番号 | 8 7 5 番 4 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造ルーフィングぶき 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 5 6 . 7 2 平方メートル
2 階 5 2 . 1 7 平方メートル |

物 件 明 細 書

令和 7年 4月23日

宇都宮地方裁判所

裁判所書記官 吉 岡 智 男

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意

味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。

5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 宇都宮市上横田町字大房林 |
| | 地 番 | 8 7 5 番 4 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 1 9 5 . 0 7 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 宇都宮市上横田町字大房林 8 7 5 番地 4 |
| | 家屋 番号 | 8 7 5 番 4 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造ルーフィングぶき 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 5 6 . 7 2 平方メートル
2 階 5 2 . 1 7 平方メートル |

令和7年(ケ)第 15号
令和7年3月21日受理
令和7年4月14日提出

現況調査報告書

宇都宮地方裁判所

執行官 上 野 一 志

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 宇都宮市上横田町字大房林 |
| | 地 番 | 8 7 5 番 4 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 1 9 5 . 0 7 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 宇都宮市上横田町字大房林 8 7 5 番地 4 |
| | 家屋 番号 | 8 7 5 番 4 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造ルーフィングぶき 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 5 6 . 7 2 平方メートル
2 階 5 2 . 1 7 平方メートル |

不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	宇都宮市上横田町875番地4		
土地	物件1		
現況地目	☒ 宅地（物件1） ☐ 公衆用道路（物件 ） ☐ （物件 ）		
形状	☐ 公図のとおり ☒ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☐		
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物（目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）		
その他の事項	☒ 本土地上に動産たる物置1基が存在する		
建物	物件2		
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点異なる（ ☐ 主たる建物 ☐ 附属建物） ☐ 種類： ☐ 構造： ☐ 床面積：		
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある { 種類： 構造： 床面積： }		
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を住居として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地（目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）		
その他の事項			
執行官保管の仮処分	☒ ない { 地方裁判所 支部 令和 年（ ）第 号 ☐ ある { 保管開始日 令和 年 月 日 }		
土地建物の位置関係	☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■所有者	1 本建物は、私と家族が居住して、住居として使用しています。 2 本建物に雨漏りや壁の割れ、たわみなどの不具合はありませんが、以前、3，4年間猫を飼っていたので、猫による傷があちらこちらにあります。また、孫による落書きや壁クロスの剥がれがあります。 3 本建物はオール電化で、後付けで屋根にソーラーパネルを設置しています。まだローンの残金がありますが、ソーラーパネルが所有権留保になっているかどうかはわかりません。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執行官の意見

- 1 現況及び前記関係人の陳述等から本物件の占有状況を2枚目のとおり認めた。
- 2 本土地は、所有者が本建物の敷地として使用し、本建物に所有者が家族と共に居住して住居として使用しているものであり、第三者の占有はない。
- 3 本建物はオール電化であり、後付けで屋根に太陽光発電設備を設置している。設置費用のローンが残っているとのことであったが、太陽光発電設備が所有権留保であるかどうかは不明である。
- 4 本建物は、猫による傷などが建物全体的にあり、壁の落書きや壁クロスの剥がれが見受けられた。また、2階洋室には壁クロスのひび割れや壁クロスと天井クロスとの間にすき間が見受けられた。
- 5 本土地の下記接道側には境界標が存在する。
- 6 本土地の東側に幅員約7.8mの舗装された市道（1382号線）が接面している。
- 7 本土地の上記接道を介して墓地が存在する。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
7年3月24日(月) 14:15-14:35	物件所在地	所有者と面談、物件外観調査、写真撮影
7年3月24日(月) 15:30-15:50	宇都宮市役所資産税課 道路管理課	地籍集成図写し入手、建物間取調査 道路関係調査
7年3月27日(木) 9:00-9:05	宇都宮地方法務局	登記事項要約書入手
7年3月31日(月) 10:45-11:45	物件所在地	所有者と面談、建物内立入調査、写真撮影(評価人同行)
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人を立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 ☐		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

地番
区域見出

上横田町

A 4 版に縮小コピーにつき縮尺相違

請求 部分	所在	宇都宮市上横田町字大房林			地番	875番4		
出力 縮尺	1/600	精度 区分	座標系 番号又は 記号	分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成 年月日				備付 年月日 (原図)			補記 事項	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(宇都宮地方務務局管轄)

令和7年2月5日

東京法務局中野出張所

登記官

請求番号：3-1

(1/1)

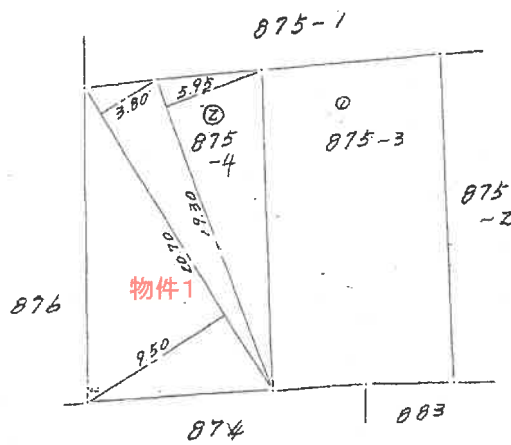
登記年月日：昭和47年8月22日

058137

土地積測量図

地番	875-3, 875-4
土地の所在	千葉県市川市大字大房林

作製年月日	昭和47年8月4日	作製者	土地家屋調査士	申請人	
-------	-----------	-----	---------	-----	--



20.70 x 3.80	+	9.50 x 5.95	=	137.6550
19.30 x 5.95	=	57.4175		
			=	195.0725

昭和47年8月22日登記

(旧本土地家屋調査士会連合会用紙)

縮尺	1/500	1/
----	-------	----

(目調連10)

A4版に縮小コピーにつき縮尺相違

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

(千葉県地方事務局管轄)

令和7年2月5日

東京法務局中野出張所

登記官

(7枚目)

請求番号：3-2

登記年月日：平成27年11月26日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

(宇都宮地方法務局管轄)

令和7年2月5日

東京法務局中野出張所

登記官

(8 枚目)

請求番号：3-3

建物図面

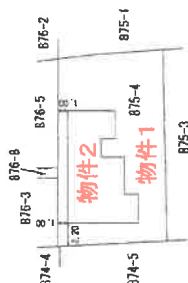
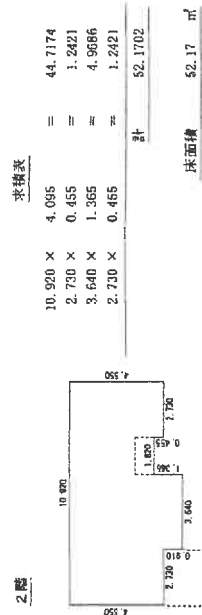
各階平面図

家屋番号

875番4

建物の所在

宇都宮市上城田町字大房林875番地4



A4版に縮小コピーにつき縮尺相違

作成者

土地調査士
家屋

平成27年11月18日(作成)

縮尺

1/250

申請人

縮尺

1/500



中心位置は上横田町875-4付近です

この図面は令和6年1月1日時点のものです。この図面は課税の参考図として地籍区や航空写真等を基に作成したものであり、実測図ではありません。

また、実地と相違している場合があり、求積、境界査定等の資料に用いることには適しません。

交付年月日：令和7年3月24日

宇都宮市理財部資産税課

1:1,000

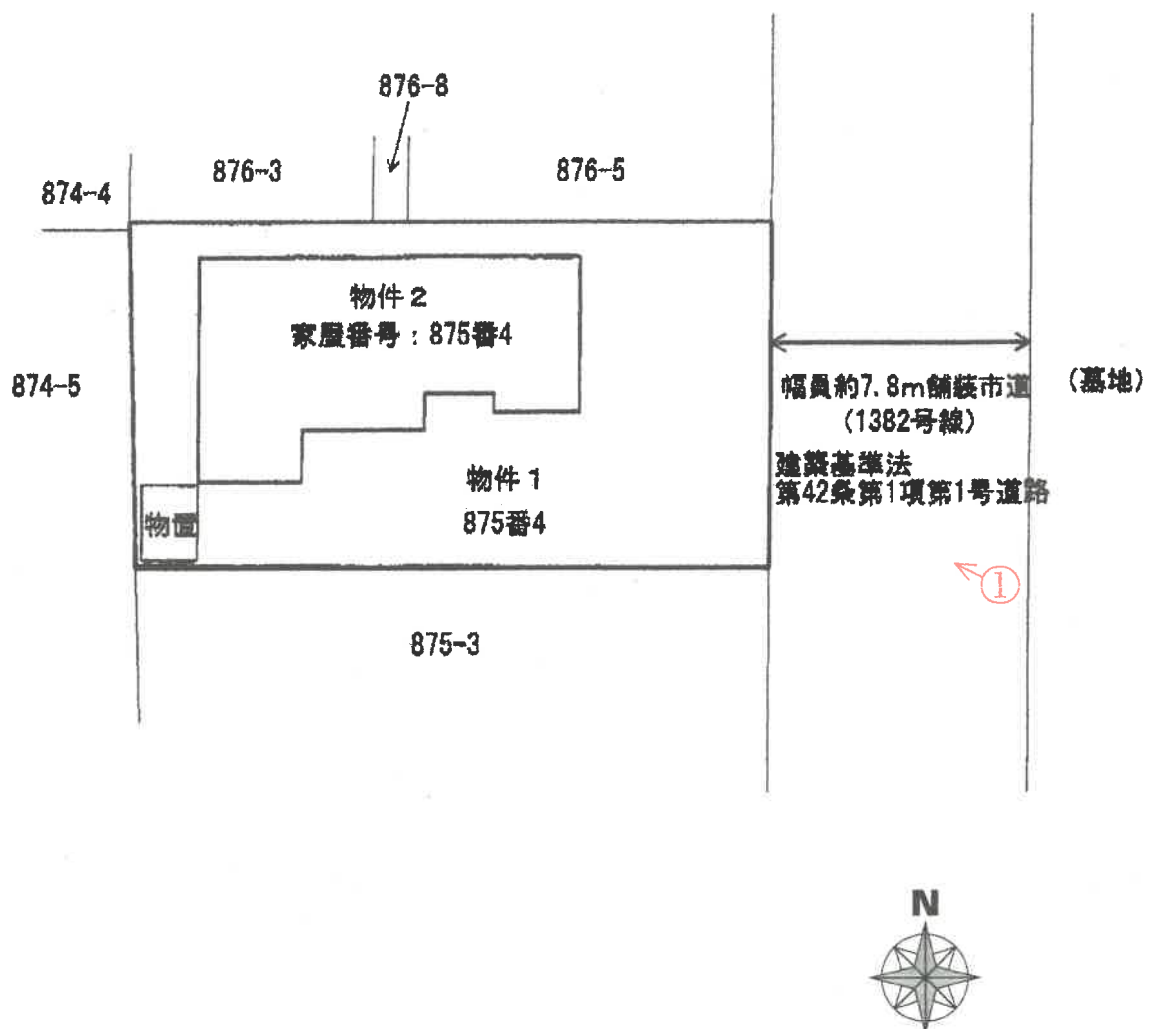
A4版に縮小コピーにつき縮尺相違

(9枚目)



土地建物位置関係図

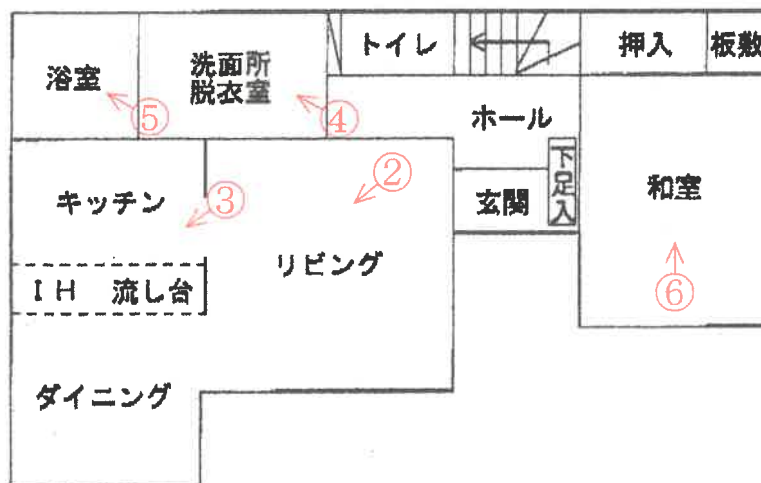
←○写真撮影位置・方向



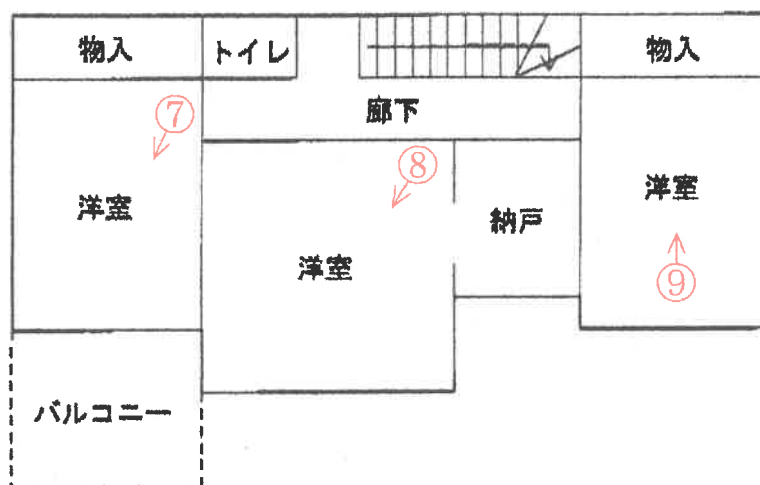
(注)本図面は、概略の参考図であり、正確な形状・面積等を示すものではない。

間 取 図

←○写真撮影位置・方向



1 階



2 階

(注)本図面は、概略の参考図であり、正確な形状・面積等を示すものではない。



外観



LDK



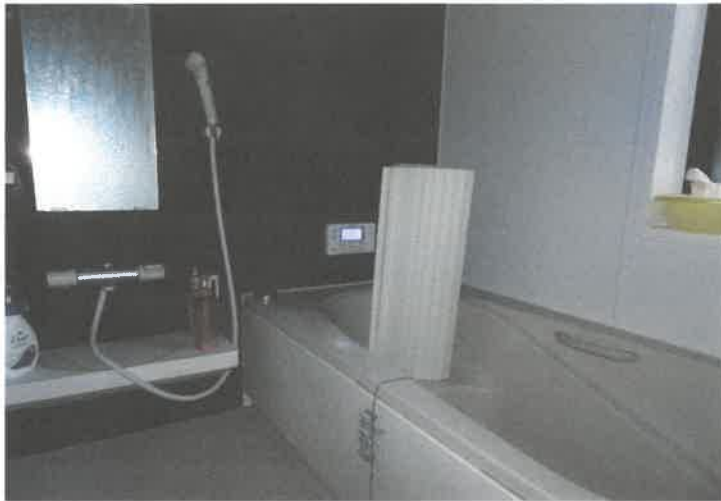
キッチン

④



洗面所・脱衣室

⑤



浴室

⑥



和室

⑦



洋室

⑧



洋室

⑨



洋室

令和 7年（ケ）第 15号
令和 7年 3月24日 受 命
令和 7年 3月31日 現地調査
令和 7年 4月 3日 評 価
令和 7年 4月11日 提 出

宇都宮地方裁判所 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士
茂 垣 雅 徳

第1 評価額

一 括 価 格	
金 11,851,000円	
内 訳 価 格	
物件1（土地）	金 3,487,000円
物件2（建物）	金 8,364,000円

- ① 一括価格は、物件1、2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- ② 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- ③ 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、法定の手続がとられた場合を除き事前に物件に立ち入ることができないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記簿記載と同じ

番号	所在等	登 記	現 況
1	所在地 地目 地積	宇都宮市上横田町字大房林 8 7 5 番 4 宅地 195.07m ²	概ね同じ
2	所在地 家屋番号 種類 構造 床面積	宇都宮市上横田町字大房林 8 7 5 番地 4 8 7 5 番 4 居宅 木造ルーフィングぶき 2 階建 1 階 56.72m ² 2 階 52.17m ²	概ね同じ

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位 置 ・ 交 通	J R 東北本線（宇都宮線）「雀宮」駅の北方約2.9 km（直線距離）に位置する。 （末尾添付附属資料「位置図」参照）	
付 近 の 状 況	当地域は空地が残る中、低層戸建住宅を主体にアパート等も散見される住宅地域である。 国道4号東側背後、J R 東北本線（宇都宮線）の軌道敷から東方に位置し、周囲には農地等も残る地域である。 地域内には霊園（墓地）が存在する。 当地域は住宅地域として現状を維持して推移するものと予測する。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 （道路の幅員等 の個別的な規制 を考慮しない一 般的な規制）	都市計画区分 用 途 地 域 建 ぺ い 率 容 積 率 防 火 規 制 その他の規制	市街化区域 第1種住居地域 指定 60% 指定 200% なし 航空法第49条（高さ制限～水平表面） 宅地造成工事等規制区域 建築基準法第22条区域
画 地 条 件	物件1 地積 : 195.07m² 間口 : 約10m 奥行 : 約19m ※間口・奥行は地積測量図による 形状 : ほぼ長方形 地勢 : 概ね平坦 高低差: 接面道路とほぼ等高 接面道路との関係: 中間画地	
接面道路の状況	物件1 東側幅員約7.8m舗装市道（1382号線、建築基準法第42条第1項第1号道路に該当）	
土地の利用状況等	所有者が物件2の建物の敷地として占有している。	
供 給 処 理 施 設	物件1 上水道: あり 都市ガス: なし 下水道: あり （注）供給処理施設における「あり」とは、敷地内までの引き込みがあることをいう。「前面道路に本管あり」とは、対象物件の前面道路に該当施設の本管（以下、施設管という）がとおっており、通常のコストで敷地内への引き込みができる状態にあることをいう。「なし」とは、対象物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引き込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは前面道路に施設管は施設されていないにもかかわらず供給処理施設を利用している場合や、役所等での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。	

土 壌 汚 染 の 可 能 性 の 調 査	関係官公署及び現地調査の結果、本件土地を含む周辺において 土壌汚染対策法第5条の特定有害物質に汚染されている区域は見 受けられない。
特 記 事 項	物件1（土地）の南西端に物置1基（動産）が存在する。 接面道路を介して墓地（上横田霊園）が存在する。 本件土地の西方約60m（直線距離）にJR東北本線（宇都宮線） の軌道敷がある。 西方約600m（直線距離）に陸上自衛隊北宇都宮駐屯地（宇都宮 飛行場）があり、航空機の飛行訓練等が行われている。また、飛 行場周辺であることから航空法第49条に基づく高さ制限（水平表 面～基準45m、標高差を考慮した対象物件付近の高さ制限約41m ※）が存在する。 ※飛行場標点－対象地周辺標高＝標高の高低差分 $98.472\text{m} - 102\text{m} = -3.528\text{m}$ $\text{基準高さ}45\text{m} - 3.528\text{m} = 41.472\text{m}$（対象地付近の高さ制限） 詳細は陸上自衛隊北宇都宮駐屯地航空学校宇都宮校にて確認を 要する。

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日（登記記載） 平成27年10月30日新築 経過年数 約9年 経済的残存耐用年数 約15年
仕 様	構 造 木造ルーフィングぶき 2階建 屋 根 ルーフィングぶき 外 壁 サイディング 内 壁 クロス貼 天 井 クロス貼 床 フローリング・畳 設 備 I H調理器 その他 太陽光発電設備（後付け） オール電化住宅
床面積（現況）	1階 56.72㎡ 2階 52.17㎡ 延 108.89㎡
現 況 用 途 等	階層 地上2階建 現況用途 居宅 間取り 末尾添付建物間取図参照
品 等	普通
保守管理の状態	やや劣る
建物の利用状況	所有者が家族と共に居宅として使用している。
特 記 事 項	室内で猫を飼っていたことがあり、内壁クロスに当該時期に生じた猫の爪による引っ掻き傷、破損箇所が見受けられる。2階西側洋室の内壁クロスに亀裂、天井と内壁の接合部に隙間が認められる。 太陽光発電設備（屋根設置の太陽光パネルを含む）は建物の建築後に設置（平成27年12月設置契約～後付け）したものである。なお、当該設備（家庭用電気設備）ローンにより設置しているが調査時においてローンの残金が残っているとのことである。所有者の陳述によると当該設備が所有権留保であるかどうかは不明である。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1（土地）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ
1	47,300	1.00	195.07	0.90	8,304,000

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価調査 宇都宮(県)-51

基準価格 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格
 $51,100\text{円}/\text{㎡} \times 100.0/100 \times 100/100 \times 100/108 = 47,300\text{円}/\text{㎡}$

◇時点修正：必要なし。

◇標準化補正：必要なし。

◇地域格差：+8補正

イ 個別格差：必要なし

ウ 地積：登記記載の地積。

エ 建付減価：建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

② 物件2（建物）

当該建物の再調達原価を、現在の建物建築費の推移動向、消費税の課税等も考慮した上、標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法並びに観察減価法を併用した減価修正を行って、建物価格を判定した。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床 面積(㎡) イ	現価率 ウ	建物の価格 (円) ア×イ×ウ
2	170,000	108.89	0.50	9,256,000

ア 再調達原価：対象建物の現状の使用資材、施工の程度等を観察し、その仕様の標準的な原価を採用した。

イ 現況延床面積：登記数量による。

ウ 現 価 率

経過年数9年，経済的全耐用年数24年，経済的残存耐用年数15年，
 観察減価及び中古建物の市場性減価20%，残価率0%，耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用し，現価率を査定した。

・ 現価率＝{残価率0%＋(1－0%)×(経済的残存耐用年数15年／経済的全耐用年数24年)}×(1－観察減価20%)＝0.50

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ
1	8,304,000	0.40	法定地上権	3,322,000

イ 土地利用権等割合：土地利用権を法定地上権と判定し、その割合を40%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) イ	占有 減価 修正 ウ	市場 性修 正 エ	競売 市場 修正 オ	評価額 (円) (ア±イ)×ウ×エ×オ
1	8,304,000	-3,322,000		1.00	0.70	3,487,000
2	9,256,000	+3,322,000	1.00	0.95	0.70	8,364,000
一括価格（合計）						11,851,000

ウ 占有減価修正：必要なし

エ 市場性修正：物件2 0.95 物件2 ローン残高を有する家庭用太陽光発電設備（後付け）の継続使用の不確実性のリスク等（所有権留保不明）▲5

オ 競売市場修正：評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

1 地価調査価格 宇都宮(県)-51

所 在：宇都宮市城南2丁目10番10
「城南2-10-9」

地 目：宅地

価 格：51,100円／㎡

位 置：JR東北本線雀宮駅約2.5km

価 格 時 点：令和 6年 7月 1日

地 積：186㎡

供給処理施設：水道、下水

接 面 街 路：西6m市道

用途指定等：市街化区域 第1種住居地域（建蔽率60%，容積率200%）

地域の概要：空地や事業所が介在する区画整理済の住宅地域

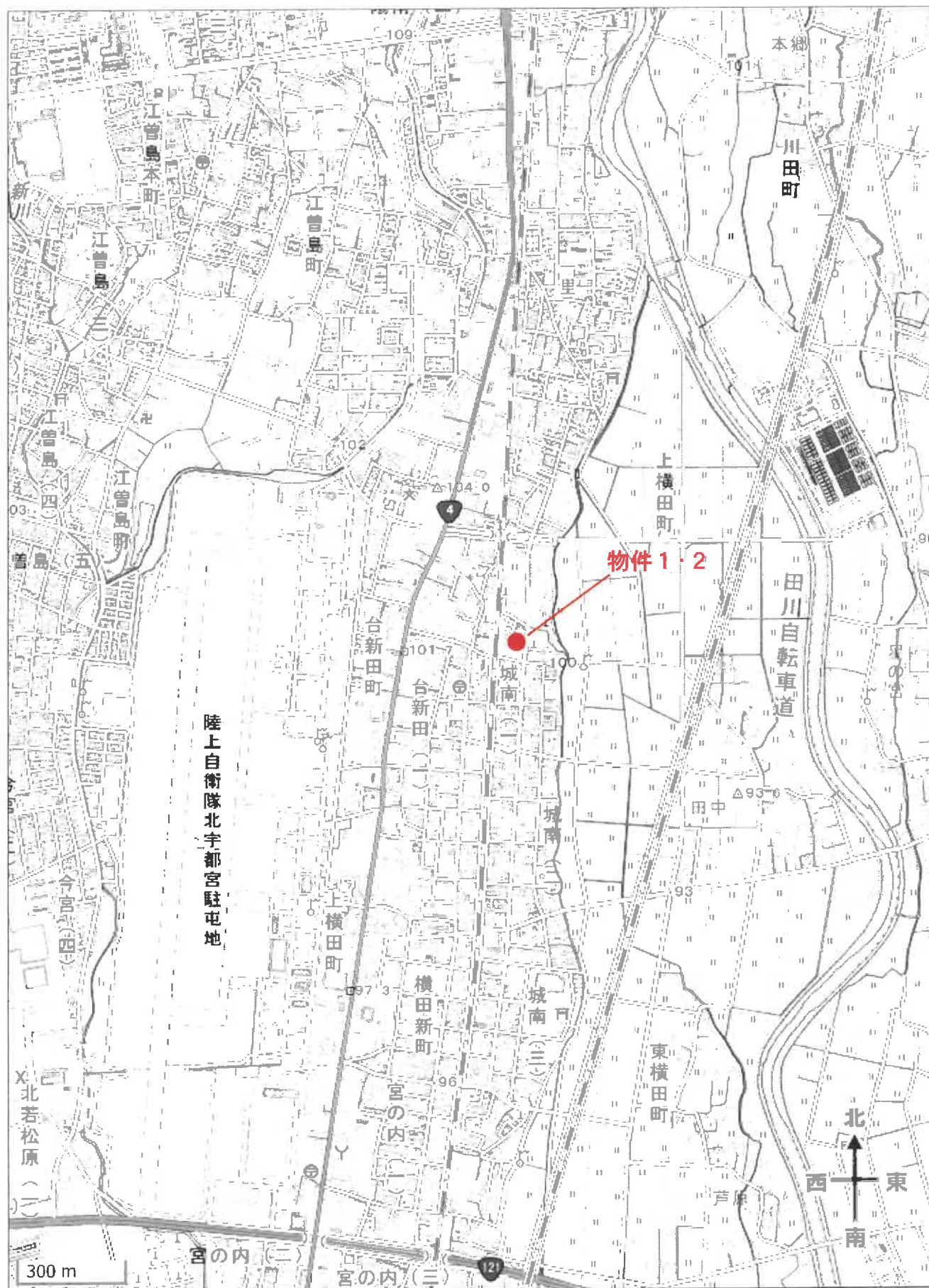
第7 附属資料

- 1 位置図
- 2 公図写
- 3 地積測量図写
- 4 建物図面写・各階平面図
- 5 土地建物位置関係図
- 6 建物間取図

以 上

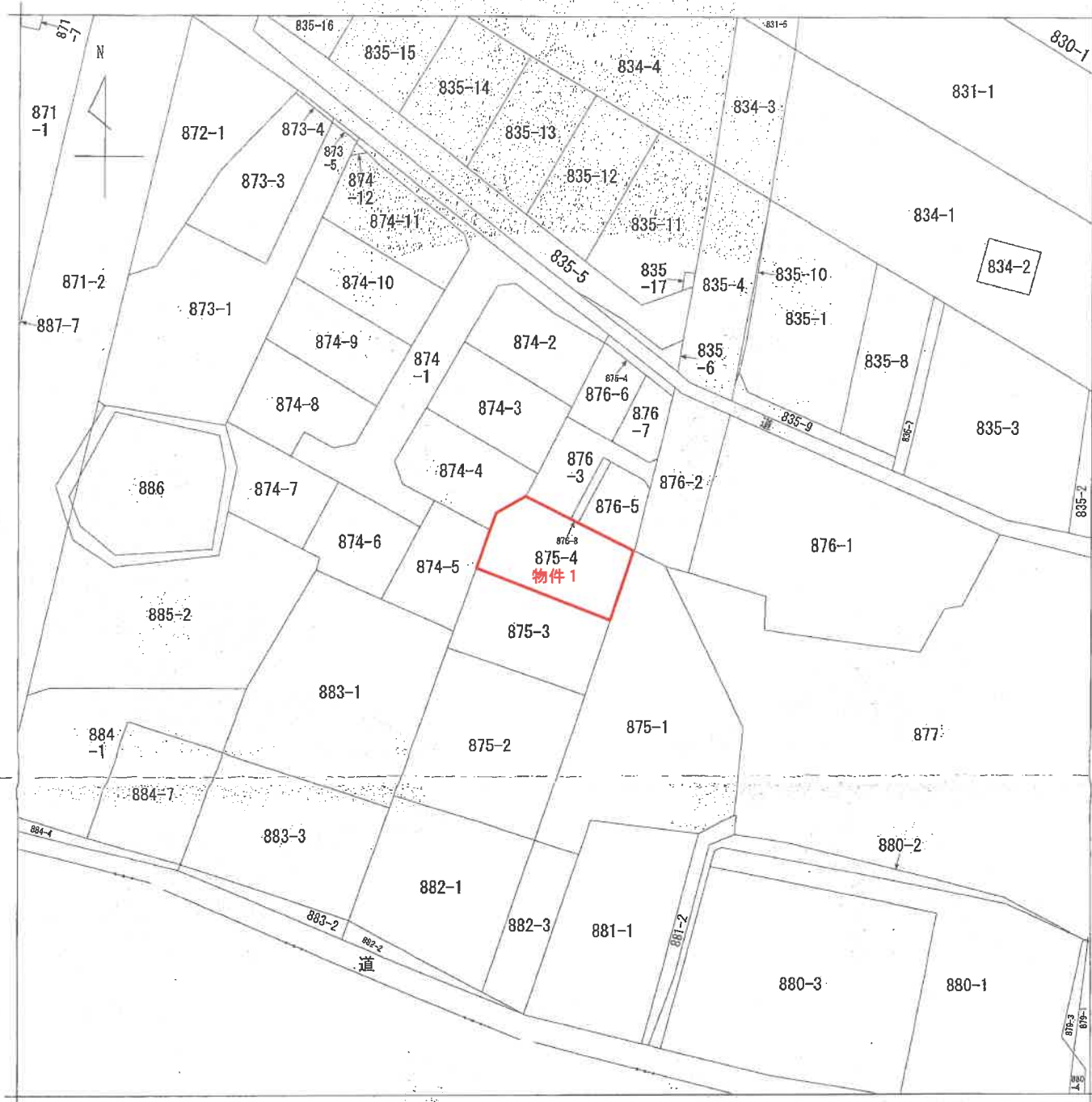
地理院地図

GSI Maps



出所：地理院地図GSI Maps

4 879-2



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

地番
区域見出
上横田町

A 4 版に縮小コピーにつき縮尺相違

請求部	所在	宇都宮市上横田町字大房林				地番	875番4			
出力縮尺	1/600	精度区分		座標系番号又は記号		分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日					備付年月日(原図)			補記事項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(宇都宮地方務局管轄)

令和7年2月5日

東京法務局中野出張所

登記官

請求番号：3-1

(1/1)

令和7年2月5日
（千葉県地方公務局管轄）
東京法務局中野出張所

登記簿

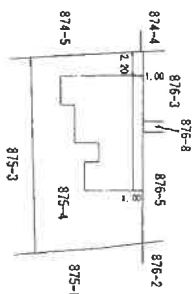
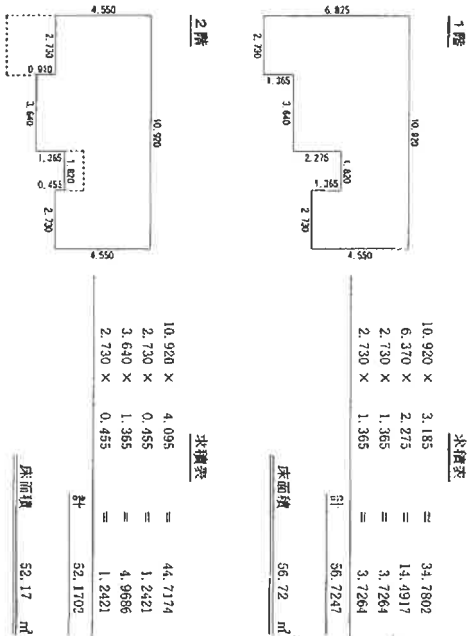
登記年月日：平成27年11月26日

各階平面図

家屋番号
875番4

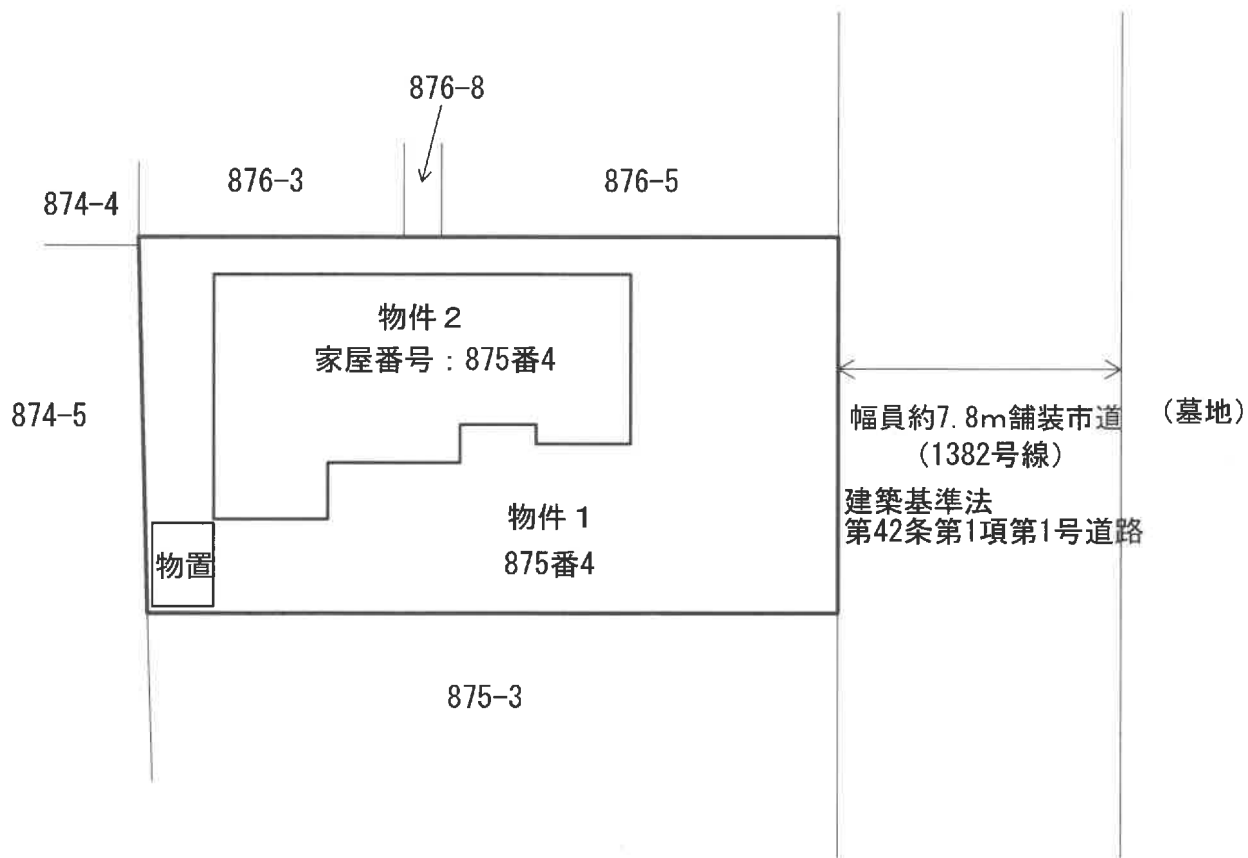
建物の所在
宇都宮市上横田町字大栗林875番地4

建物図面
各階平面図

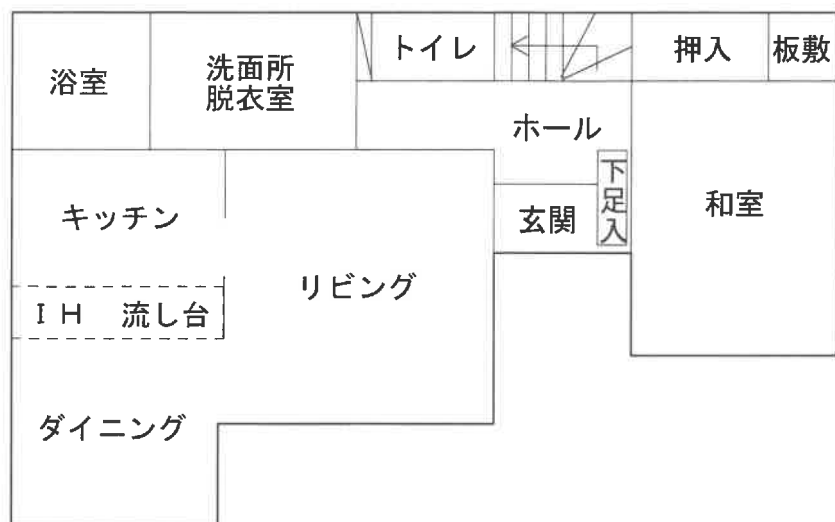


A4版に縮小コピーにつき縮尺相違

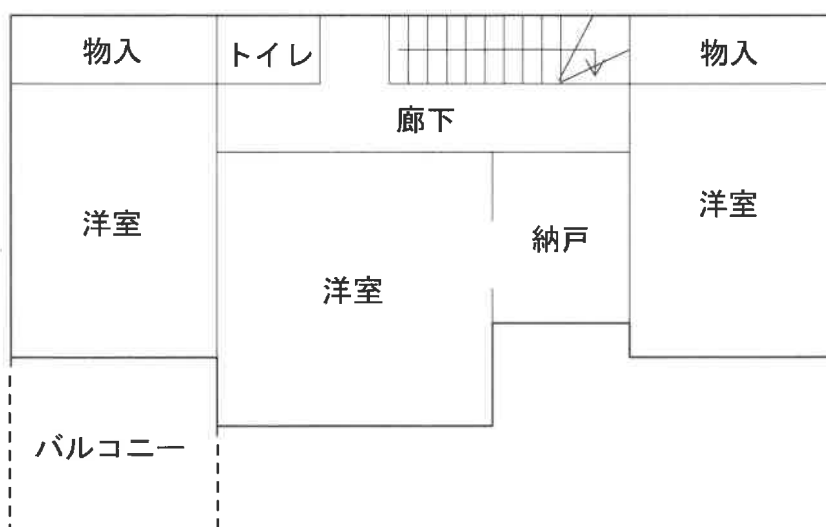
作成者 土井 潤正	18日 (作成)	縮尺 1/250	申請人	縮尺 1/500
--------------	----------	-------------	-----	-------------



※本図は概略の参考図であり、正確な形状・面積等を表すものではない。



1 階



2 階

※本図は概略の参考図であり、正確な形状・面積等を表すものではない。